福県医発第４４４号（地）
平成１７年５月２７日

第282 受 17.5.30 付 小郡三井医師会

各医師会長　殿

福岡県医師会
会長　竹嶋康弘

社会保険診療報酬の所得計算の特例措置（いわゆる四段階制）
の利用状況に関する調査について

標記の件につきまして、日本医師会より別紙のとおり調査の協力依頼があり、平成１７年５月２６日開催の本会第５回理事会において協議の結果、協力することになりました。

現在、政府では「税制改革」を推し進めようという動きがあり、四段階制についても例外とはいえない状況になりつつあります。

本調査は、四段階制の存続について、日本医師会では、関係方面に要望しておりますが、要望を実現させるための資料・根拠として、実態を把握することが重要であるとし、今般、別紙「四段階制調査の概要」に従い実態調査を実施するものであります。

つきましては、貴会におかれましても本調査の趣旨をご理解いただき、会員よりお問合せ等ありましたら、ご協力いただきますようご高配方よろしくお願い申し上げます。

なお、調査対象の会員には、日本医師会より直接、調査依頼及び調査表が送付されております。

小郡三井医師会より　　**担当理事　蒲池　壽**
ご協力よろしくお願いいたします。

医経

日医発第１４１号（年税７）

平成１７年５月２０日

都道府県医師会長

日本医師会長

植　松　治　雄

社会保険診療報酬の所得計算の特例措置（いわゆる四段階制）
の利用状況に関する調査について（依頼）

本会の会務運営につきましては、日頃よりご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本会は、いわゆる四段階制の存続を毎年税制要望の重点項目として、自民党をはじめとする関係方面に強く要望しているところです。

しかし、現在、政府におきましては、「税制改革」を推し進めようという動きがあり、四段階制についても、例外とはいえない状況になりつつあります。また、昨年、厚生労働省が、会計検査院より、特例措置の実態把握が不十分であるとの指摘を受けており、本会では、要望を実現するための資料・根拠として、実態を把握しておくことが重要と考えております。

つきましては、下記「四段階制調査の概要」に従い、実態調査を実施したいと存じます。

なお、調査対象となった会員の方あてに、別添の資料を送付させていただきますので、ご多忙の折り、誠に恐れ入りますが、貴会におかれましても、ご協力を呼びかけていただく等、本調査にご協力を賜りたくお願い申し上げます。何卒趣旨をご理解いただき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

910

四段階制調査の概要

1．調査の目的

利用の実態を把握・分析し、税制改正要望において、四段階制の存続を要望していくため。また、制度の目的である『小規模零細医療機関の経営の安定を図り、地域医療に専念できるようにする』ために必要・不可欠であることを、調査結果から分析すること。

2．調査対象

全医療機関の開設者。（約 15,000 件：全医療機関の約１割）

3．抽出方法

日医会員の中からランダムに抽出する。病院が四段階制を適用している可能性はきわめて低いため、抽出においては診療所にウエイトをおく。

（1） 病　院：会員情報から病院の開設者（A①会員）を５００件ランダムに抽出する。

（2） 診療所：各都道府県に所在する診療所数をもとに、全体で１４，５００件になるよう、各都道府県ごとに抽出する件数を決定し、各都道府県ごとに決定した件数の診療所の開設者（A①会員）を会員情報からランダムに抽出する。

4．送付資料

（1）「社会保険診療報酬の所得計算の特例措置（いわゆる四段階制）の利用状況に関する調査協力のお願い」（別添資料の通り）

（2）「調査表１・調査表２」（別添資料の通り）

（3）「参考資料」（別添資料の通り）

5．スケジュール

① ５月２５日頃　　：発送

② ６月１０日（金）：回収期限

③ ６月下旬　　：集計、取りまとめ

以上

平成１７年5月２０日

会 員 各 位

社団法人　日本医師会
常任理事　　三 上　裕 司

社会保険診療報酬の所得計算の特例措置（いわゆる四段階制）の利用状況に関する調査協力のお願い

本会の会務運営につきましては、日頃よりご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本会は、いわゆる四段階制(*)の存続を毎年税制要望の重点項目として、自民党をはじめとする関係方面に強く要望しているところです。(*参考資料ｐ２参照)

しかし、現在、政府におきましては、「税制改革」を推し進めようという動きがあり、四段階制についても、例外とはいえない状況になりつつあります。また、昨年、厚生労働省が、会計検査院より、特例措置の実態把握が不十分であるとの指摘を受けており、本会では、要望を実現するための資料・根拠として、実態を把握しておくことが重要と考えております。

つきましては、ご多忙の折り、誠に恐れ入りますが、趣旨をご理解いただき、下記要領により本調査にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

１．調査依頼先

A①会員あてに調査を依頼

２．回答方法

①「調査表１」　全員が記入
「調査表２」　社会保険診療収入が5，000万円以下の方のみ記入
「参考資料」　収入金額、必要経費額等については、当資料をご参照の上、ご記入ください。

② 同封の返信用封筒に入れて返送

③ 回答期限：**平成１７年6月１０日（金）必着**

３．照会先

ご不明な点につきましては日本医師会 年金税制課（担当:小谷）までお問い合わせ下さい。

電話番号：０３－３９４６－２１２１
ＦＡＸ　：０３－３９４６－６２９５

以　上

調査表1 （回答用紙）

回答期限：6月10日（金）必着

社会保険診療報酬の所得計算の特例（いわゆる四段階制）の利用状況に関する調査

● 平成16年（度）の確定申告書をご確認の上、調査事項にお答えください。

〈1〉所属医師会、年齢、病床数をご記入ください。

所属医師会	都道府県	
	（コード）	
	郡市区	
	（コード）	

本人年齢

← 個人開業医のみ

総病床数	
有	床
無	

〈2〉青色・白色申告区分、社会保険診療報酬の所得計算の特例（四段階制）(*)適用の有無、開設者区分をご記入ください。当年度に開設者区分が個人から法人に、法人から個人に変更となった場合は、その月をご記入ください。
（*四段階制の概要は、参考資料p2をご参照ください。）

該当する箇所を○で囲む。

青白区分		特例適用区分		開設者区分				
青	白	適用	非適用	個人	医療法人		その他法人	不明
					一人医師	その他		

開設者区分変更の場合のみ

開設者区分を変更した月
月

〈3〉主要な診療科目に◎、その他の診療科目に○をつけてください。（複数回答可）

診療科目（複数科目を標榜する場合は、主要な科目1つに◎、その他科目に○をつける）						
内科	診療内科	精神科	神経科	呼吸器科	消化器科	循環器科
アレルギー科	リウマチ科	小児科	外科	整形外科	形成外科	美容外科
脳神経外科	呼吸器外科	心臓血管外科	小児外科	皮膚泌尿器科	性病科	こう門科
産婦人科	眼科	耳鼻咽喉科	気管食道科	リハビリテーション科		放射線科
歯科	矯正歯科	小児歯科	歯科口腔外科			

〈4〉平成16年（度）の確定申告における、以下の金額をご記入ください。
＊別紙「参考資料」をご参照の上、ご記入ください。

	社会保険診療収入	自由診療収入	雑収入	計
収入金額	(イ) 円	(ロ) 円	(ハ) 円	(ニ) 円
必要経費額（注）				(ホ) 円
青色申告特別控除（青色申告のみ）				(ヘ) 円
所得金額				(ト) 円 =(ニ)−(ホ)−(ヘ)

（注）必要経費額＝売上原価＋経費＋各種引当金・準備金等（青色申告）＋専従者控除（白色申告）＋措置法差額（四段階制を適用している場合）

調査表2（回答用紙）

回答期限：6月10日(金)必着

● 平成16年(度)の<u>社会保険診療収入が5，000万円以下の医療機関のみ</u>、ご記入ください。

<1> 社会保険診療報酬の所得計算の特例(四段階制)を適用している、あるいは適用していない理由を、ご記入ください。

(1)適用している理由(複数選択可)に○をつけてください。

理由 (　) ①実際にかかった必要経費額を厳密に計算しなくて済み、事務負担が軽減されるから。

(　) ②実際にかかった必要経費額よりも、概算経費額(四段階制による特例経費額)の方が多く、有利だから。

(　) ③その他〔　　〕

(2)適用していない理由(複数選択可)に○をつけてください。

理由 (　) ①概算経費額(四段階制による特例経費額)よりも、実際にかかった必要経費額の方が多いから。

(　) ②所得計算の特例を適用した方が、税制上、有利になる可能性があることを知らなかったから。

(　) ③その他〔　　〕

<2> 社会保険診療報酬の所得計算の特例(四段階制)を適用している方のみご記入ください。

(1) 実際にかかった必要経費額を、どの程度厳密に計算していますか。該当する項目に○をつけてください。

(　) ①正確に計算している

(　) ②ほぼ正確に計算している。

(　) ③あまり正確には計算していない。

(　) ④ほとんど計算していない。

(2) 社会保険診療報酬の所得計算の特例(四段階制)による概算経費額および実際にかかった必要経費額と概算経費額との差額(措置法差額)をご記入ください。

＊別紙「参考資料」をご参照の上、ご記入ください。

社会保険診療報酬の所得計算の特例(四段階制)による概算経費額	(チ)　　円

実際にかかった必要経費額と概算経費額との差額(措置法差額)	(リ)　　円

ご協力ありがとうございました。

参考資料

調査表1について

調査対象となっている全ての医療機関がご記入ください。

調査票2について

平成16年(度)の社会保険診療収入が5,000万円以下の医療機関のみ、ご記入ください。

調査表1の<4>および調査表2の<2>(2)の金額について

以下に例示する所得税または法人税の確定申告書類をご参照の上、白色申告、青色申告の区分別に、参考①～参考⑤に従ってご記入願います。

	調査票の項目			参照する確定申告書類	参考資料
白色申告の方	調査表1	<4>		『平成16年分収支内訳書(一般用)』 付表《医師および歯科医師用》 1. 収入金額の内訳	参考① (p2)
		(イ)	社会保険診療収入		
		(ロ)	自由診療収入		
		(ハ)	雑収入		
		(ニ)	収入金額	『平成16年分収支内訳書(一般用)』	参考② (p3)
		(ホ)	必要経費額		
		(ヘ)	青色申告特別控除－記入不要 (青色申告のみ)		
		(ト)	所得金額		
	調査表2	<2>(2)		『平成16年分収支内訳書(一般用)』 付表《医師および歯科医師用》 3. 必要経費の内訳	参考③ (p3)
		(チ)	社会保険診療報酬の所得計算の特例(四段階制)による概算経費額		
		(リ)	実際にかかった必要経費額と概算経費額との差額(措置法差額)		

	調査票の項目			参照する確定申告書類	参考資料
青色申告の方	調査表1	<4>		『平成16年分所得税青色申告決算書(一般用)』 付表《医師および歯科医師用》 1. 収入金額の内訳	参考① (p2)
		(イ)	社会保険診療収入		
		(ロ)	自由診療収入		
		(ハ)	雑収入		
		(ニ)	収入金額	『平成16年分所得税青色申告決算書(一般用)』	参考④ (p4)
		(ホ)	必要経費額		
		(ヘ)	青色申告特別控除 (青色申告のみ)		
		(ト)	所得金額		
	調査表2	<2>(2)		『平成16年分所得税青色申告決算書(一般用)』 付表《医師および歯科医師用》 3. 必要経費の内訳	参考⑤ (p4)
		(チ)	社会保険診療報酬の所得計算の特例(四段階制)による概算経費額		
		(リ)	実際にかかった必要経費額と概算経費額との差額(措置法差額)		

社会保険診療報酬の所得計算の特例措置（いわゆる四段階制）の概要

1．目的

社会保険医療に対する適正で合理的な診療報酬制度が確立されていない現状で、小規模医療機関の経営の安定を図り、地域医療に専念できるようにすること。

2．対象者

各年又は各事業年度において、社会保険診療報酬が5000万円以下である医業または歯科医業を営む個人及び医療法人。

3．内容

社会保険診療に係る実際経費が、社会保険診療報酬を次に掲げる階層に区分して、各階層の金額にその右に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額（概算経費）に満たない場合においても、当該概算経費を必要経費又は損金に算入できる。

2500万円以下	72％
2500万円超～3000万円以下	70％
3000万円超～4000万円以下	62％
4000万円超～5000万円以下	57％

参考①

平成 16 年分収支内訳書（一般用）付表《医師及び歯科医師用》

平成 16 年分所得税青色申告決算書（一般用）付表《医師及び歯科医師用》

整理番号	
氏　名	

診療科目　　科　住所

1. 収入金額の内訳

		診療件数	診療実日数	決定点数	収入金額 診療報酬当座口払込額	収入金額 診療報酬その他収入金額
社会保険診療報酬	①社会保険診療報酬基金等の支払所から支払を受ける					
	一般社会保険	件	日	1,550,000	12,450,000円	
	老人保健法			250,000	6,850,000	
	生活保護法					
	結核予防法					
	精神保健福祉法					
	小計					
	②国民健康保険診療報酬					
	東京都他			125,000	9,900,000	
	小計					
	③介護報酬					
	小計					
	④計（①+②+③）		Ⓐ	1,525,000	Ⓒ 29,200,000	Ⓓ 7,300,000円
自由診療の収入等	一般の自由診療	件	日		4,000,000円	
	労働者災害補償保険診療				1,000,000	
	公害健康被害補償診療					
	自動車損害賠償責任保険診療				1,000,000	
	⑤計（雑収入は下の欄に含まます。）		Ⓑ		Ⓔ 11,000,000	
雑収入					500,000円	

2. 自由診療割合の計算

この計算は、租税特別措置法第26条の規定の適用に当たり、自由診療収入にかかる所得計算を行う際に、自由診療と社会保険診療のいずれにかかる経費であるか明らかではない経費を合理的に区分するために自由診療割合を算出するものです。

自由診療割合は、次の(1)又は(2)のいずれかの方法により算出してください。

(1) 診療実日数による割合

自由診療実日数(Ⓑ) (日) ／ 総診療実日数(Ⓐ+Ⓑ) (日) × 100 = ⑥ ％

(2) 収入による割合

自由診療収入(Ⓔ) 11,000,000 (円) ／ 総診療収入(Ⓒ+Ⓓ+Ⓔ) 47,500,000 (円) × 100 × 調整率 85 ％ = ⑦ 19.68 ％

Ⓒ+Ⓓの合計額を調査表1の<4>(イ)に記入

Ⓔの金額を調査表1の<4>(ロ)に記入

この金額を調査表1の<4>(ハ)に記入

参考②

平成16年分収支内訳書（一般用）

（あなたの本年分の事業所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。）

控用

住所		フリガナ 氏名	㊞	依頼税理士等	事務所所在地	
事業所所在地		電話番号	（自宅）（事業所）		氏名（名称）	
業種名	屋号	加入団体名			電話番号	

平成　年　月　日　　（自　月　日至　月　日）　　16 番号

○申告には、必ず提出用を使ってください。

科目		金額（円）
収入金額	売上（収入）金額 ①	4750000
	家事消費 ②	
	その他の収入 ③	50000
	計（①＋②＋③） ④	4800000
売上原価	期首商品（製品）棚卸高 ⑤	1200000
	仕入金額（製品製造原価） ⑥	5000000
	小計（⑤＋⑥） ⑦	6200000
	期末商品（製品）棚卸高 ⑧	1300000
	差引原価（⑦－⑧） ⑨	4900000
差引金額（④－⑨） ⑩		4310000
経費	給料賃金 ⑪	6640000
	外注工賃 ⑫	
	減価償却費 ⑬	1200000
	租税公課 ㋐	800000
	荷造運賃 ㋑	
	水道光熱費 ㋒	600000

科目		金額（円）
その他の経費	旅費交通費 ㋓	500000
	通信費 ㋔	350000
	広告宣伝費 ㋕	250000
	接待交際費 ㋖	950000
	損害保険料 ㋗	550000
	修繕費 ㋘	700000
	消耗品費 ㋙	650000
	福利厚生費 ㋚	350000
	委託費 ㋛	2500000
	㋜	
	㋝	
	㋞	
	㋟	
	雑費 ㋠	200000
	小計（⑪～㋠までの計） ㋡	8400000
	経費計（⑪～㋡までの計＋⑫） ㋢	17240000
	専従者控除前の所得金額（⑩－㋢） ㋣	25860000
	専従者控除額 ㋤	8600000
	所得金額（㋣－㋤） ㋥	17832960
	措置法差額	△ 7,167,040

この金額を調査表1の＜4＞(ニ)に記入

⑨＋⑱＋⑳＋措置法差額の合計額を調査表1の＜4＞(ホ)に記入

この金額を調査表1の＜4＞(ト)に記入

その他（　人分）				
計	延べ従事月数		⑪	

○事業専従者の氏名等

氏名（年齢）	続柄	従事月数
（　歳）		月
（　歳）		
（　歳）		
	延べ従事月数	

参考③

3. 必要経費の内訳

(1) 自由診療分

原価及び経費の総額（収支内訳書（一般用）の⑨＋⑱＋⑳） 23,000,000円 － 自由診療分と社会保険診療分とに明確に区分できる経費の総額 ⓐ 200,000円 ） × 自由診療割合（表面の㋣又は㋥） 19.68 % ＋ 左のⓐのうち自由診療分に係る経費の金額 150,000円 ＝ 自由診療分の原価及び経費の合計額 A 4,637,040円

（注） ⓐの欄には、事業税のようにいずれの収入に係る経費であるかの区分が明らかな経費の総額を記載します。

(2) 保険診療分

原価及び経費の総額（収支内訳書（一般用）の⑨＋⑱＋⑳） 23,000,000円 － 自由診療分の原価及び経費の合計額（Aの金額） 4,637,040円 ＝ 社会保険診療分の原価及び経費の合計額 B 18,362,960円

この金額を調査表2の＜2＞(2)(チ)に記入

(3) 租税特別措置法第26条の規定による社会保険診療分の経費の額

右の速算表から社会保険診療報酬の金額に応じたⓑ率及びⓒ加算額を次の算式に当てはめて計算してください。

社会保険診療報酬（表面の㋓＋㋔） 36,500,000円 × 速算表のⓑ率 62 % ＋ 速算表のⓒ加算額 2,900,000円 ＝ 租税特別措置法第26条の規定による必要経費の金額 C 25,530,000円

【速算表】

社会保険診療報酬	概算経費額 ⓑ率	概算経費額 ⓒ加算額
2,500万円以下	72%	－ 円
2,500万円超　3,000万円以下	70%	500,000円
3,000万円超　4,000万円以下	62%	2,900,000円
4,000万円超　5,000万円以下	57%	4,900,000円

(4) 社会保険診療分の経費と租税特別措置法第26条による金額との差額

租税特別措置法第26条の規定による必要経費の金額（Cの金額） 25,530,000円 － 社会保険診療分の原価及び経費の合計額（Bの金額） 18,362,960円 ＝ 差額 D 7,167,040円

（注） Dの金額を「収支内訳書（一般用）」1ページの「所得金額⑥」欄の「下の余白」に「措置法差額○○○円」と記載し、その金額を控除して所得金額を計算し、記載してください。
併せて、申告書B第二表の「○特例適用条文等」欄に「措置法第26条」と記入してください。

この金額を調査表2の＜2＞(2)(リ)に記入

参考④

平成16年分所得税青色申告決算書（一般用）

住所	
事業所所在地	
業種名	

依頼税理士等	事務所所在地
	氏名（名称）
	電話番号

この金額を調査表1の<4>(二)に記入

⑥＋㉜＋㊲＋㊷＋措置法差額の合計額を調査表1の<4>(ホ)に記入

平成　年　月　日　損益計算書（自　月　日至　月　日）　16

控用　○申告には、必ず提出用を使ってください。

科目		金額(円)	科目		金額(円)	科目		金額(円)
売上(収入)金額（雑収入を含む）	①	48000000	消耗品費	⑰	650000	各種引当金・準備金等	貸倒引当金	㊹
売上原価 期首商品(製品)棚卸高	②	1200000	減価償却費	⑱	1200000			㊺
仕入金額(製品製造原価)	③	5000000	福利厚生費	⑲	350000			㊻
小計(②+③)	④	6200000	給料賃金	⑳	6640000		計	㊼ 一
期末商品(製品)棚卸高	⑤	1300000	外注工賃	㉑		専従者給与		㊽ 4800000
差引原価(④−⑤)	⑥	4900000	利子割引料	㉒		貸倒引当金		㊾
差引金額(①−⑥)	⑦	43100000	地代家賃	㉓	1000000			㊿
			貸倒金	㉔				(51)
			委託費	㉕	2500000		計	(52) 4800000
経費 租税公課						青色申告特別控除前の所得金額(㊸+㊹−㊷)		(53) 21060000
荷造運賃						青色申告特別控除額		(54) 450000
水道光熱費						所得金額(㊸−㊹)		(55) 16607568
旅費交通費								
通信費						◎青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。		
広告宣伝費	⑬	2500000	雑費	(31)	2000000	措置法差額		△ 4,002,432
接待交際費	⑭	9500000	計	(32)	17240000			
損害保険料	⑮	5500000	差引金額(⑦−(32))	(33)	25860000			
修繕費	⑯	7000000						

この金額を調査表1の<4>(ヘ)に記入

この金額を調査表1の<4>(ト)に記入

参考⑤

3. 必要経費の内訳

(1) 自由診療分

イ 一般経費分

原価及び経費の総額（決算書の「損益計算書」の⑥+㊷）22,140,000円 − 自由診療分と社会保険診療分とに明確に区分できる経費の総額 ⓖ 200,000円 ）× 自由診療割合（表面の㊷又は㊸）19.68% ＋ 左の金額のうち自由診療分に係る経費の金額 150,000円 ＝ 自由診療分の原価及び経費の合計額 A 4,467,792円

（注）ⓖの欄には、事業主のようにいずれの収入に係る経費であるかの区別が明らかな経費の総額を記載します。

ロ 特典経費分

(イ) 専従者給与

専従者給与の金額（決算書の「損益計算書」の㊽）4,800,000円 × 自由診療割合（表面の㊷又は㊸）19.68% ＝ 自由診療分の専従者給与の金額 B 944,640円

(ロ) 一括評価による貸倒引当金繰入額

12月31日現在の自由診療分の一括評価による債権の合計額 円 × 55/1,000 ＝ 自由診療分の一括評価による貸倒引当金繰入額 C 円

(ハ) 退職給与引当金勘定への繰入額

退職給与引当金勘定への繰入額 円 × 自由診療割合（表面の㊷又は㊸）% ＝ 自由診療分の退職給与引当金勘定への繰入額 D 円

（注）個別評価による貸倒引当金繰入額等のある方は，税務署（所得税担当）におたずねください。

この金額を調査表2の<2>(2)(チ)に記入

(2) 保険診療分

イ 一般経費分

原価及び経費の総額（決算書の「損益計算書」の⑥+㊷）22,140,000円 − 自由診療分の原価及び経費の合計額（Aの金額）4,467,792円 ＝ 社会保険診療分の原価及び経費の合計額 E 17,672,208円

ロ 特典経費分

{ 専従者給与の金額（決算書の「損益計算書」の㊽）4,800,000円 − Bの金額 944,640円 } ＋ { 退職給与引当金繰入額 円 − Dの金額 円 }

＋ { 一括評価による貸倒引当金繰入額（決算書の「貸倒引当金繰入額の計算」の(1)）円 − Cの金額 円 } − { 一括評価による貸倒引当金繰入額 円 − 自由診療分の一括評価による貸倒引当金繰入額 円 } ＝ 社会保険診療分の特典経費の合計額 F 3,855,360円

赤字の場合は0とする。

(3) 租税特別措置法第26条の規定による社会保険診療分の経費の額

右の速算表から社会保険診療収入の金額に応じた率及び加算額を次の算式に当てはめて計算してください。

社会保険診療収入（表面の㊷+㊸）36,500,000円 × 速算表の率 62% ＋ 速算表の加算額 2,900,000円 ＝ 租税特別措置法第26条の規定による必要経費の金額 G 25,530,000円

【速算表】

社会保険診療収入	概算経費額	
	率	加算額
2,500万円以下	72%	一円
2,500万円超　3,000万円以下	70%	500,000円
3,000万円超　4,000万円以下	62%	2,900,000円
4,000万円超　5,000万円以下	57%	4,900,000円

(4) 社会保険診療分の経費と租税特別措置法第26条による金額との差額

租税特別措置法第26条の規定による必要経費の金額（Gの金額）25,530,000円 − 社会保険診療分の原価及び経費と特典経費の合計額（E+Fの金額）21,527,568円 ＝ 差額 H 4,002,432円

この金額を調査表2の<2>(2)(リ)に記入

医師会コード表

福岡県医師会コード	４０

郡市医師会コード

郡市医師会名	医師会コード
北九州市医師会	０１
門司区医師会	０１Ａ
小倉医師会	０１Ｂ
八幡医師会	０１Ｃ
戸畑区医師会	０１Ｄ
若松区医師会	０１Ｅ
産業医科大学医師会	０１Ｆ
遠賀中間医師会	０２
京都医師会	０３
豊前築上医師会	０４
福岡市医師会	０５
筑紫医師会	０６
糸島医師会	０７
粕屋医師会	０８
宗像医師会	０９
九州大学医師会	１０
福岡県庁医師会	１１
直方鞍手医師会	１２
田川医師会	１３
飯塚医師会	１４
久留米医師会	１６
大牟田医師会	１７
八女筑後医師会	１８
甘木朝倉医師会	１９
小郡三井医師会	２０
大川三潴医師会	２１
柳川山門医師会	２２
浮羽医師会	２３